

平成30年(2018年) 11月 9日

一般社団法人姫路薬剤師会
会長 浦上 文男 様

姫路市福祉事務所
(生活援護室)

指定医療機関への通知文の発送について(依頼)

平素は、本市生活保護行政に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、後発医薬品の使用原則化についての通知文を作成し、11月分調剤券に同封し送付しますのでご理解ご協力をいただきますようお願いいたします。

記

- 1 送付文書
別紙のとおり
- 2 送付先医療機関
11月分調剤券を発送する調剤薬局
- 3 連絡先
姫路市健康福祉局 生活援護室 医療担当
〒670-8501 姫路市安田四丁目1番地
電話 079-221-2322 (直通)
FAX 079-221-2429

生活保護法の指定を受けている薬局の方へ

生活保護を受けている方に対する

後発医薬品(ジェネリック医薬品)の使用原則化について ご協力のお願い

医療扶助の縮減が急務とされることから、後発医薬品の普及促進の取り組みを行っております。
現在、姫路市での生活保護受給者の後発医薬品使用率(※)は、次のとおりです。

※「後発医薬品」及び「後発医薬品のある先発医薬品」を分母とした、「後発医薬品」の数量シェア

【医科】71.7% 【調剤】85.8% 【全体(医科・調剤)】82.1%

(平成30年8月診療分レセプトより算出)

さらに取り組みを進めるため、生活保護法改正により平成30年10月1日から、医師により後発医薬品の使用が可能と判断された場合には、原則として後発医薬品を使用していただくことになりました。

【生活保護を受けている方へのご対応】

- 一般名処方又は後発医薬品を不可としていない銘柄名処方の場合、原則として後発医薬品を調剤するようお願いします。
ただし、次の場合は例外として先発医薬品の調剤が可能です。
 - ①在庫がない場合
 - ②薬価が先発医薬品よりも高い又は同額の場合※①については可能な限り後発医薬品の在庫確保にご協力をお願いします。
 - 処方においては医師の判断が原則となりますが、薬局において、やむをえず先発医薬品の調剤が必要と考えられる場合は、処方医の判断を確認の上で調剤するようお願いします。
- ◎これまでは、先発医薬品を希望する者については、一旦は先発医薬品を調剤し、指定薬局はその事情について聴取することとしておりましたが、今後は、単に患者の希望だけでは先発医薬品を調剤することはできなくなります。

【福祉事務所への情報提供について】

1. 生活保護受給者へ先発医薬品を調剤した場合、定期的に福祉事務所へ情報提供いただきますようお願いします(従前の様式を使用可)。
2. 生活保護を受けている患者に対し、後発医薬品の品質等について説明をお願いしていますが、制度について患者が理解できない場合にも、福祉事務所への情報提供をあわせてお願いします。



【お問い合わせ先】

〒670-8501 姫路市安田四丁目1番地
姫路市福祉事務所 生活援護室 医療担当
TEL(079)221-2322